

項番	分野	マニフェスト項目	内容	H26予算要望内容	H24評価	H25評価	最終評価
1	市民自治	団体代表者会議	経済、労働、NPOなどの団体ごとに団体代表者委員会(仮称:行政との公開協議機関)を設置し、団体意見を市政に直接反映できるようにします。	有識者会議や各種審議会という場で有識者および市民グループの意見を市政に反映してきたように、とりわけ経済界・労働団体・NPOなど団体・分野ごとに恒常的に市政に意見を反映することのできる団体については、現在行われている意見交換会の有効性・存在意義を高めるために要綱等を整備するなどの工夫を講じること。	△	×	×
2	市民自治	公共事業への市民意見の反映	※H26に新規追加	公園や道路などの地域住民に身近な公共事業については、有識者に加えて多様な利害関係者(自治会・町内会、商工団体、施設利用者など)を含めた市民参加型のワークショップを開催するなど丁寧な施策実施を心掛け、地域特性に合わせた整備を進めること。	—	—	○
3	市民自治	住民自治支援条例	「住民自治支援基本条例」を制定し、市民生活を地域で支える自治会・町内会活動を全面支援します。	(1) 「住民自治支援基本条例」を制定し、市民生活を地域で支える自治会・町内会活動の公共性を明確化するとともに、同条例の早期の制定に向けて、具体的な作業工程を明示すること。 (2) 当該条例の大きな柱となる「地域代表者会議」については、「各区自治協議会会長会との連絡会」や「福岡市自治協議会等7区会長会連絡会」を行政との公的な会議として明確に位置づけ、議事を原則公開とするなど公開性を高めるとともに、市政および区政に関する諮問機関としての位置づけを付与すること。 (3) ※追加項目 地域コミュニティの活動に多様な主体が関わられるように、地域で活動する消防団や商店街が地域コミュニティの活動に参画しやすい環境整備を検討すること。	◎	◎	○
4	市民自治	NPO団体への支援	※H24に新規追加	(1) NPO団体の認証・認定業務が本市に移管されたことを受け、引き続き制度変更のメリットを広く市民に広報するとともに、認証・認定業務が遅滞なく執行できるだけの体制拡充を行なうこと。 (2) PST基準の更なる緩和や条例指定については、他の政令指定都市の状況等を調査するとともに、第三者で構成する市民公益活動推進審議会においてその必要性、基準についての検討を進めること。	◎	◎	◎

5	市民自治	若年者の政治参加促進	※H26に新規追加	<p>(1) 市立小中学校および市立高校において、児童・生徒に対して政治参加教育や司法参加教育といった市民性を育む教育カリキュラム(シティズンシップ教育)を導入すること。また、同様の視点から、これまでの各学校における取り組みの中でも、<u>児童会・生徒会活動の活性化や社会科における「テーマ授業(※学習課題を自ら設定して調査研究を行なう授業)」の充実などを推進すること。</u></p> <p>(2) 若者が地域まちづくりに参画しやすい環境整備の一環として、若者が町内会・自治会との接点を持てるような施策を検討・実施すること。</p>	—	—	×
6	行政改革	公民館改革	校区住民に対してキメ細かい行政サービスを提供するために、公民館の行政地域拠点化をすすめ、公民館へのマンパワー配置のあり方を検討します。	公民館に校区住民と行政をつなぐ地域拠点機能を持たせるため、地域住民が求める多様な行政ニーズを一次的に捌き、相談窓口の提示をするといった「行政コンシェルジュ(仮称)」を配置するなどの施策を講じ、行政拠点機能を強化すること。	×	×	×
7	行政改革	福岡市行政刷新会議	「福岡市行政刷新会議(仮称)」を議会主導で設置し、福岡市の一般会計、特別会計、企業会計の全事業(約3,000事業)を見直します。会議メンバーは民間・有識者・公募で選ばれた市民で構成し、議論の結果を市長に提言します。	<p>(1) 平成24年度に設置された「行財政に関する有識者会議」のように、本市が実施している事業の見直し(事業の拡充・縮小・廃止)を提案する会議体を恒常的に設置して議論するとともに、そこでの結果を市民や議会に広報すること。</p> <p>(2) 平成25年度から試行的に実施している事務事業点検については、本市が実施する全事業(約3,000事業)に関する事業評価や見直しを毎年度実施するとともに、とりわけ内部評価の際に原課で作成される「事務事業マネジメントシート」については、その結果を、市民がアクセスしやすい形で福岡市ホームページ上に「福岡市事業カルテ」として公開すること。また、その後の事業見直し状況が分かるように更新作業を継続すること。</p>	×	○	△
8	行政改革	滞納対策	※H26に新規追加	税や保険料および利用料・使用料などの歳入に関する項目については、毎年多額の不能欠損金が生じていることを受けて、負担の公平性の観点からも、市民がより納付しやすいシステムの構築や、区役所担当課の体制拡充などに取り組み、本市の納税・徴収機能の強化を図ること。	—	—	○

9	行政改革	区役所改革	より地域住民に密着した行政サービスを提供することを念頭に、「本庁－区役所－地域拠点」の業務分担を見直し、区役所機能を見直します。	<p>(1) 本庁と区役所の業務分担について見直しを進めるとともに、区役所業務のうち地域拠点への移管が可能なものについては積極的に業務移管を進めること。</p> <p>(2) ※追加項目 議会と区役所が区政について議論を行なう機会を増やすとともに、区選出議員が当該行政区の独自予算に関する審議ができる場を、各区共通の制度として設けること。</p> <p>(3) ※追加項目 人口増加の著しい行政区については、市民サービスの利便性向上という観点から、出張所の設置を含めた措置を検討し、手続きの簡素化や待ち時間の短縮などを図ること。</p>	×	△	×
10	行政改革	官民の役割分担	公共の新たな役割を踏まえ、従来の市役所業務のうち地域住民団体やNPO団体、企業が担える業務は大胆に移管します。	<p>(1) これまでの民間委託や指定管理者制度の活用、および業務そのものの民間への移譲といった民営化施策に関する成果・実績・課題を検証し、評価を行なったうえで、市民や議会に広く公開すること。</p> <p>(2) 公共が担うべき新たな役割を整理するとともに、従来の市役所業務のうち、地域住民団体やNPO団体、企業が担える業務は大胆に委託・移管すること。</p> <p>(3) ※追加項目 公共サービスを移管する際には、価格(コスト)面だけの選定とせず、適切な勤務条件の確保や子育て支援体制の充実に関する選定基準を設定し、良好な職場環境の整備を進める企業の参入を促すこと。とりわけ、学校給食センター職員の雇用問題については、公社を管理・監督する教育委員会の責任を踏まえて、適切な勤務条件の確保を求めるとして、運営会社への職員受け入れに万全を期するとともに、第二センターの事業者選定にあたっては、子育て支援体制の充実を重視するなど選定基準を見直して職場環境の整備を進める企業の参入を促すこと。</p>	◎	◎	△
11	行政改革	外郭団体改革	外郭団体への天下り批判に対応するため、厳格な基準(採用基準、またその給与体系)をつくり、天下りを根絶します。	<p>(1) 外郭団体の組織・事業の必要性を、利害関係者(当該団体職員、当該団体からのサービスを受ける市民等)も含めて議論を行ない、最終的には行革部門がイニシアティブを発揮して、事業仕分け等の手法により再評価したうえで、抜本的な見直しを図ること。</p> <p>(2) 外郭団体改革を実効性あるものとするためにも、外郭団体への天下り(職員退職後の外郭団体への再就職)批判に対応するため、厳格な基準(募集要項、採用基準、またその給与体系等)を作成・公表すること。</p> <p>(3) ※追加項目 所管事務調査については、全ての団体を調査すべきとの考え方に立ち、調査対象団体を増やせるようにルール作りを進めること。</p>	○	○	△

12	行政改革	補助金交付団体および財政支援団体の見直し	※H26に新規追加	補助金交付団体および財政支援団体について、その数や各団体への補助・支援金額、派遣職員の数等の情報を一元的に管理したうえで、外郭団体改革実行計画と同様の手順を踏んで検証を行なうこと。	—	—	○
13	行政改革	民間人登用	行政機関の外部資源を活用するために、民間人材や任期付き職員の任用・雇用を拡大します。	(1) 昨年度の取り組みは不十分であったということから、これまでの民間人登用の実績・成果・課題を検証し、評価を行うとともに、市民や議会に公開すること。 (2) 行政機関の外部資源の更なる活用のために、民間からの人材や任期付き職員の任用・雇用についての実績・成果・課題を整理し、市民や議会に公開すること。	○	○	○
14	行政改革	規制仕分け	新たな公共のあり方を踏まえ、福岡市の条例や規則を全面的に見直す「規制仕分け」を実施し、地域住民団体やNPO団体、企業の活力を引き出します。	新たな公共のあり方を踏まえ、これまでの取り組みが不十分である福岡市の条例や規則を全面的に見直す「規制仕分け」を実施し、地域住民団体やNPO団体、企業の活力を引き出すこと。	×	×	×
15	議会改革	議会基本条例	議会基本条例を制定し、市民に対して福岡市議会の決意を示します。	地方議会の政策立案能力を強化するために議会事務局予算を増額するとともに、国による地方議会制度改革(通年議会の導入、議会報告会の開催等)に関する議論をにらみ、これらの制度変更に係る経費積算に関する調査予算を計上すること。	△	×	×
	議会改革	通年議会の実施	通年議会を開催し、議会での政策立案・審議の時間を増やします。また、議会活動の状況を定期的に伝えるために「こんにちは、議会です!(出張議会)」や「議会報告会」を地域で開催します。		△	×	
	議会改革	議会報告会の開催	定期的に議会報告会を開催し、議会での活動を市民のみなさんに伝えます。		◎	◎	
	議会改革	議会改革諮問会議の設置	議会の附属機関として議会改革諮問会議(仮称)を設置し、議会(議員)の役割や議員定数、議員報酬の在り方を抜本的に見直します。		△	×	
	議会改革	議会予算の拡充	市民への負託に応える議会を実現するため、議会事務局に対して適正な予算配分を行ないます。		△	×	

16	子育て	待機児童の解消	保育所の待機児童解消は、身近な施設整備とともに、一時預かり保育や育児休暇の促進優遇策等多様な手法を駆使して待機児童の解消に努めます。	<p>(1) 待機児童の解消にあたっては、保育ニーズを十分に考慮した上で整備場所を選定するといった「<u>適正配置</u>」を進めるとともに、保護者のニーズに対応した保育時間の設定等を行うこと。</p> <p>(2) 一時預かり保育や育児休暇の促進優遇策等、多様な手法を駆使して待機児童の解消に努めること。</p> <p>(3) <u>保育士の未就労による定員不足を解消するため、処遇改善や資格保有者への研修等の対策を講じる</u>こと。</p> <p>(4) 本市男性職員の育児休暇取得率の目標である5パーセントの達成に向け具体的な施策を検討するとともに、民間事業者における取得率の向上につながる施策の推進に努めること。</p> <p>(5) ※追加項目 中央保育園の移転整備については、現地建て替えからの方針転換の経緯や土地選定のプロセスが不透明であることから、<u>第三者委員会を設置して妥当性を検証</u>すること。</p>	◎	◎	○
17	子育て	児童虐待防止	児童虐待防止を担う専門職員(児童福祉士、保健師等)を増強しまた地域と連携し早期に踏み込んで対応し、受け入れ施設を充実します。	地域からの情報が集まる区役所における機能強化策として、こども相談係の配置だけでは不十分であることから <u>児童福祉士などの専門職を配置</u> するなど、地域との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応に努めること。	△	○	◎
18	子育て	少人数学級・不登校ひきこもり対策	学齢期の不登校ひきこもり対策は最重要課題と位置づけ、子どもと向き合う環境を整備するため、35人以下の少人数学級を小学校4年生までから6年生までに拡大することに努めます。	<p>(1) 小学校5・6年における<u>一部強化担任制を継続</u>するとともに、<u>35人以下の少人数学級の同学年への拡大</u>を検討すること。</p> <p>(2) 不登校ひきこもり対策について、これまでの成果を踏まえ、<u>引き続き不登校対応教員の配置</u>を行うこと。</p>	○	○	○
19	子育て	小児2次医療	こども病院がアイランドシティへ移転することに伴う保護者などの不安を解消するため西部地区の小児2次医療体制の早期の整備を行います。	こども病院のアイランドシティ移転に伴う保護者などの不安を解消するため、 <u>西部地区の小児2次医療体制の充実</u> を図ること。	◎	◎	◎
20	子育て	小中学校へのクーラー設置および洋式トイレの増設	義務教育期間に良好な就学環境を提供し、教育効果の向上を図るため、全市の市立小・中学校の全室にクーラーを設置します。また、全市の小・中学校に設置されているトイレを4年間かけて、洋式トイレの増設を中心に順次改修していきます。	小中学校の老朽化したトイレの改修について、 <u>洋式化の要望を踏まえながら計画を前倒し</u> するなど早期の完了を目指して取り組むこと。	○	○	○

21	子育て	放課後の遊び場づくり	放課後等の遊び場づくり事業を早急に全校での実施を推進します。	平成25年度新たに19校が実施予定となり計80校で実施されているが、 <u>学校や地域と十分な協議を行い早急に全校で実施すること。</u>	○	○	○
22	子育て	子宮頸がん対策	子宮頸がんを予防するワクチン接種の公費助成及び受診率向上対策の充実を推進します。	子宮頸がん予防接種については、副作用との因果関係を早急に突き止めるよう国に求めるとともに、国の副作用情報に留意したうえで、 <u>予防接種を希望する市民には、本人並びに家族に対して予防接種の効果と副作用の危険性を十分に説明すること。</u>	◎	◎	◎
23	保健福祉	元気高齢者支援金	日頃から健康診断等を受診し、健康増進に積極的に取り組む高齢者に対して、健康保険料の一部に相当する金額を還付する「 <u>元気高齢者支援金</u> 」制度を新たに創設します。	(1) 市内の高齢者が日頃から健康診断等を受診する、あるいは健康増進に積極的に取り組むことに対して何らかのインセンティブを与え、 <u>増嵩する医療費を抑制できるような仕組みをあらゆる視点から研究・検討すること。</u> (2) 健康増進に取り組むインセンティブ付与の在り方として、とりわけ「 <u>健康保険料の一部に相当する金額を還付する</u> 」といった財政的手法については、 <u>国民健康保険財政に限らず他の幅広い手法も含めて研究・検討すること。</u>	△	△	△
24	保健福祉	高齢者福祉施設の充実	高齢者実態調査で特別養護老人ホームの待機者やグループホーム、在宅の要介護者状況を的確に把握・分析し、特別養護老人ホームやグループホーム、在宅介護支援の小規模多機能施設、宅老所について現実に即した適切な整備を行います。	(1) <u>高齢者実態調査で特別養護老人ホームの待機者やグループホーム、在宅の要介護者状況を的確に把握・分析し、特別養護老人ホームやグループホーム、在宅介護支援の小規模多機能施設などの各施設が持つ特色や機能を考慮したうえで、それぞれの施設について現実に即した適切な整備を実施すること。</u> (2) ※追加項目 <u>介護職員の確保が困難な状況については、介護現場の状況を把握し、処遇改善が図られるよう国に求めること。</u>	○	○	○
25	保健福祉	在宅要介護者世帯への支援	在宅の要介護高齢者世帯に対する支援策として、その状況や症状に応じて適切な公的支援を行います。	<u>在宅の要介護高齢者世帯に対する支援策として、その状況や症状に応じて財政的な支援も含めた適切な公的支援策を検討すること。</u>	△	△	△
26	保健福祉	災害時の要援護者支援	※H24に新規追加	(1) <u>地域防災住民組織の確立と機能強化を図ること。</u> (2) <u>要援護者情報の地域開示にもとづき、要援護者に対する地域の具体的な支援方法を確立すること。</u>	○	○	○

27	保健福祉	認知症サポート体制の強化	※H25に新規追加	<p>(1) 認知症は早期に発見し、専門的な治療につなげることが重要であることから、区保健福祉センターはもちろんのこと地域包括支援センターの要員増等認知症相談体制の充実を図ること。</p> <p>(2) 認知症に対する理解を深めるため、地域における認知症サポーターの養成をさらに推進すること。</p>	—	○	○
28	保健福祉	入札改革	新卒条件緩和企業、育児休暇取得優良企業、高齢者雇用促進企業の入札参加の総合評価のポイントの割合をインセンティブが働く程度に高めます。	<p>(1) 総合評価方式における評価に際して、社会・地域貢献に関する評価項目の配点を高めるとともに、「新卒採用条件緩和企業」や「高齢者雇用企業」を入札参加の総合評価で優位にするなど、社会・地域貢献に対して地場企業のインセンティブが働く入札制度を検討すること。</p> <p>(2) 総合評価方式については、過去に同様の工事を受注した経験があるか否かによって評価に大きな差がつく現行の基準を見直し、地場業者の新規参入の機会を確保すること。</p>	△	△	△
29	保健福祉	障がい者の就労支援	障がい者の就労支援とともに就労率達成企業の社会的認知の促進に努め、ときめきプロジェクト(集客力のある公共や民間の場所を開放)を通じて障がい者施設商品の販売を積極的に推進し、障がい者の製品が身近にあふれる「ときめきシティ」づくりを進めます。	障害者優先調達推進法の趣旨を十分に踏まえ、集客力のある公共施設などを開放するなど、全庁あげて障がい者施設商品の売り上げ増加に努めること。	○	◎	◎
30	保健福祉	バリアフリー施策	子どもや高齢者や障がい者等、誰もが安心して街に飛び出し歩ける街をつくります。そのために、通学路の安全整備、歩道のバリアフリー化、電線の地中化、自転車道と歩道の分離など身近な公共事業を最優先で整備します。	交通施設や公共施設などにおけるエレベーターの設置や段差の解消などをはじめ、子どもや高齢者、障がい者などの交通弱者に配慮すること。	◎	◎	◎
31	保健福祉	交通難民対策	生活交通条例の趣旨に基づき地域、交通事業者、市の協同で、高齢化の進む交通不便地での乗合タクシーやコミュニティバスなどの導入をめざして社会実験を行い、社会実験の実証結果に基づき、受け入れ態勢の整った地域から順次、コミュニティ生活交通を導入していきます。	<p>(1) 市内丘陵地など交通不便地に準ずる地域へ導入するコミュニティ生活交通の必要性・可能性を探るための需給調査を実施すること。</p> <p>(2) 生活交通条例の趣旨に基づき地域、交通事業者、市の共働で、高齢化の進む交通不便地での乗合タクシーやコミュニティバスなどの導入をめざして社会実験を行い、社会実験の実証結果に基づき、受け入れ態勢の整った地域から順次、コミュニティ生活交通を導入していくこと。</p>	○	○	○

32	保健福祉	買い物難民対策	地域の台所として、「御用聞き」や「出前市場」のできる商店街の復活と再生をめざします。商店街と市、地域団体、NPOなどの共同・協力で、一人ひとりと対面する「御用聞き」ができるように、注文、集荷、宅配の仕組みを検討していきます。また、地域の商店街が主体となって、高齢化の進む団地や住宅街に出張販売する「出前市場」を開設できる仕組みづくりを考えます。	(1) 高齢化が進む地域における買い物難民の実態を把握し、福岡商工会議所や各関係機関と連携した上で、保健福祉行政の視点を踏まえ、 <u>具体策を検討すること。</u> (2) 商店街と市、地域団体、NPOなどが協力して地域住民と対面する「御用聞き」、さらには、地域の商店街が主体となって、高齢化の進む団地や住宅地に出張販売する「出前市場」を事業化できるように、 <u>実施要望があげられている地域での支援を積極的に実施するとともに、注文・集荷・宅配といった仕組みづくりを検討し、モデル化すること。</u>	○	○	○
33	保健福祉	生活困窮者への支援	※H26に新規追加	平成27年度から本格施行される生活困窮者自立支援法を踏まえ、 <u>相談窓口機能のみならず、就労支援や一時生活支援、学習支援などトータルな支援ができるような体制の整備に取り組むこと。</u>	—	—	△
34	ビジターズインダストリー	セントラルパーク構想(鴻臚館の復元)	大濠公園、舞鶴公園整備と一体で、福岡のアジアに向けた接客空間として鴻臚館を復元し、ビジターに「歴史あるもてなし港都市(まち)」の都市性を明確に示します。	(1) <u>大濠公園と舞鶴公園を一体的に整備するセントラルパーク構想を前進させるため、その集客資源としての効果を改めて調査するとともに、一体整備に向けて所管する福岡県との協議を行うこと。</u> (2) 「歴史あるもてなし港都市(まち)」という姿勢を明確に発信するため、 <u>鴻臚館復元の早期実現に向けた関係部局による協議の枠組みを作り、検討を進めること。</u>	◎	◎	◎
35	ビジターズインダストリー	映像関連産業の振興	「アジア・フォーカス映画祭」の集客力を強化し、同時に「アジア映画フェア(見本市)」を開催し、映像関連産業に振興を図ります。さらに、蓄積のあるアジア近現代文化関連のメディア産業(出版、放送、プロダクション)を育てます。	(1) <u>「アジアフォーカス映画祭」の所管が経済観光文化局に移管されたが、事業趣旨を文化振興から集客交流にまで広げるとともに、同事業を「アジア映画フェア(見本市)」に発展させるための調査研究を実施すること。また、ビジネスにつながるクリエイター向けに特化した事業を展開すること。</u> (2) 福岡市に蓄積されているアジア近現代文化に関する知識・情報を活かし、 <u>アジア近現代文化に関するメディア産業(出版、放送、プロダクション)の育成に取り組むために、これまでの福岡市におけるアジア近現代文化に関する各種事業・知識・情報を整理するとともに、関連業界や有識者をメンバーとした検討会、ワークショップを開催すること。</u>	○	○	○

36	ビジターズ インダストリー	MICEの推進 (ライブ産業の振興)	「アспен・アイデア・フェスティバル」のような文化・学術の世界規模でのコンベンションをおこない、「ライブ産業(新しい評価の定まらない産業)」を振興します。	(1) 福岡市におけるMICEの戦略から実践までを担う協議会として、横浜市・神戸市が先行して設置している常設の官民合わせた「福岡版DMP」を設置し、産業振興につながる分野を絞って積極的に世界見本市や展示会などの誘致を行う体制を整備すること。 (2) 旧来の考え方にとらわれない斬新なアイデアが集積する都市として認知されるために、世界中の政治、経済、文化、芸術、学術など幅広い分野の賢人が集う世界規模のコンベンション誘致を産官学連携で検討するとともに、定期的に継続して開催すること。 (3) 「Made in Fukuoka(Hakata)」の食をブランド化して海外へ売り込んでいくことを目指して、「食」を一つの産業として捉え、世界に対して何をどのように販売していくべきかを見極めるための市場調査を行うこと。	◎	◎	○
37	ビジターズ インダストリー	市民参加型フルマラソンの 早期実現	※H24に新規追加	平成26年11月9日(日)に開催予定の第1回『福岡マラソン2014』の成功に向け、糸島市との結めの協議を行うとともに、全市民的な大会となるよう、プレイベントの開催をはじめ民間主体のイベントに対する後援等に積極的に関わっていくこと。	◎	◎	◎
38	産業振興	若年者新規雇用拡大 助成金	福岡市に本拠を置く中小企業が若年者(卒後3年以内)を雇用した際に、その給与の1割程度を2年間の期限付きで助成する「若年新規雇用拡大助成金」制度を新たに創設します。	若年者の雇用拡大を労働施策の最重点課題として位置付けるとともに、福岡市に本拠を置く中小企業が若年者(卒後3年以内程度)を雇用した際に、当該中小企業が負担する給与の一定程度を期限付きで助成できるような仕組みづくりを検討すること。	△	△	×
39	産業振興	企業誘致施策の強化	福岡市における税も含めた、公共交通、水、エネルギーなどの基礎的コストを、企業対象を絞り政策的に助成し、企業活動の低コスト化を実現し、立地競争力を高めます。	福岡市の企業立地競争力を高めるために、本市の成長戦略に必要な視点から対象企業を絞ったうえで、公共交通、水、エネルギーなどの「経済活動に係る基礎的コスト」を軽減できるような税制も含めた助成策・仕組みづくりを検討すること。	△	◎	△
40	産業振興	首都機能バックアップを にらんだ企業誘致の推進	※H25に新規追加	(1) 福岡市への首都機能バックアップの実現に向けて、あらゆる施策を講じること。 (2) 首都機能のバックアップという考え方を踏まえ、企業の一部または全部機能(日系企業の総務機能や、外資系企業のアジア統括機能など)を福岡市に積極的に誘致すること。	—	◎	○

41	産業振興	マーケティングデータの充実	起業したばかりの企業や、中小・零細企業の優れた製品を、よろこんで購入して頂ける顧客ターゲットを明確にするマーケティング・データ完備によるビジネス支援事業をおこないます。	福岡市を拠点とする中小企業の市場開拓を支援するために、企業が自社製品やサービスの顧客ターゲットを明確にできる方法として、福岡市の行政情報をいろいろな視点から捉え収集していくとともに、必要としている企業に的確に提供できるような仕組みづくりを検討すること。	△	◎	○
42	産業振興	総合特区の設立	アジアビジネス支援企業、世界からアジア市場を狙う企業、さらに、世界からの人が住める「総合特区」づくりをおこないます。	「グリーンアジア国際戦略総合特区」に関する取組を着実に推進するとともに、アジアビジネス支援企業、世界からアジア市場を狙う企業、さらに、世界からの人が住める新たな起業と雇用を産み出すグローバル・スタートアップ国家戦略特区づくりを行うこと。	◎	◎	◎
43	産業振興	国際学術研究都市の形成	※H25に新規追加	国際学術研究都市の形成については、研究開発拠点をめざす本市の成長戦略として国際リニアコライダー誘致を強力に進めるために、県と密接な連携を図りながら体制の強化や戦略の練り直しを行ない、誘致運動を盛り上げること。	—	◎	○
44	産業振興	農林水産業の振興	※H24に新規追加	(1) 地産地消の観点からも、地域のコミュニティを通じながら市内で生産された一次産品(魚、野菜、花卉等)の消費を拡大するツールとして、とりわけ商店街において「小売店から消費者まで届ける仕組み」を関係局が連携して、コーディネートする取り組みを行うこと。 (2) ※追加項目 福岡市有面積の32%を占める森林資源の保全と活用を本格的に検討するため、その基礎調査と研究に着手すること。	○	○	○
45	産業振興	商店街に対する支援の拡充	※H25に新規追加	これまでのソフト事業支援だけでは不十分であることから、商店街の事務局機能の強化に向けた具体策の検討に向けて、市内商店街のマンパワーに関する実態調査(参加業種や構成メンバー、平均年齢等)を実施し、福岡市内の全商店街のデータベース(商圏、店ぞろえ、空き店舗情報など)を構築すること。	—	△	○
46	ソーシャルビジネス	生活保護・社会復帰プロジェクト	生活保護受給者の社会復帰を促進するために、市が率先してボランティアへの参加を促すとともに、ボランティアやNPO、事業者と連携しながらフォローする「生活保護・社会復帰プログラム」を新たに実施します。	生活保護受給者のボランティア活動への参加を市が率先して促すなど、自立支援に向けたプログラムを検討するとともに、就労可能な生活保護受給者の就労支援を充実すること。	◎	◎	◎

47	ソーシャル ビジネス	公共技術の輸出	福岡市が誇る水、ゴミなどの公共技術を輸出するためのコンソーシアム(官民共同による事業執行組織)を市誘導でつくり、大規模な公共技術を全体として輸出できる企業を育成します。	福岡市が誇る水・ゴミなどの公共技術を輸出するためのコンソーシアム(官民共同による事業執行組織)を市主導でつくり、大規模な公共技術を全体として輸出できる企業を育てるために、 <u>各国・各都市の需要調査を実施するとともに、関係部局を横断し検討できる協議組織を立ち上げる</u> こと。	◎	◎	○
48	ソーシャル ビジネス	コミュニティビジネスの 振興	コミュニティ・ビジネス振興をソーシャルビジネス企業育成へと拡大させ、税の優遇、規制を越えて達成することに対する優遇措置、公的共同物流施設の設立など、介護、福祉、環境などの分野に特化した、支援プログラムを充実させます。	コミュニティビジネス振興をソーシャルビジネス起業育成へと拡大させるため、 <u>介護・福祉・環境などの分野に特化した支援プログラムを策定すること。具体的には、コミュニティビジネス事業者に対する「認定制度」に基づく税の優遇、規制を越えて達成することに対する優遇措置、公共物流施設の設立など、地域特区のような施策を検討すること。</u>	×	×	×
49	ソーシャル ビジネス	ソーシャルビジネスの 振興	グラミンググループ、九州大学と共同で、「アジア社会事業研究所」の設立し、ソーシャル・ベンチャーを育て、世界の新しい社会事業を支援していきます。	環境や貧困などアジアが直面する社会問題をビジネスの力で解決していくため、グラミンググループ、九州大学と共同で「 <u>アジア社会事業研究所</u> 」を設立し、福岡市でソーシャルベンチャーを育てる仕組みづくりを検討すること。	×	×	×
50	人材育成	言語・文化教育の強化	小中高校での外国語、特に、英語での完全授業校の導入や、アジア語の特別教育プログラムを導入します。	(1) <u>市立高校において英語による完全授業を導入するとともに、小中高校においては韓国語や中国語などアジアの言語を学べる授業に取り組むこと。</u> (2) 世界規模のコンベンション誘致やクルーズ船対応に備えて、留学経験者などの語学力のある市民を掘り起し、即戦力となる <u>通訳士の育成を行うこと。</u>	○	○	○
51	人材育成	コミュニティカレッジの 設立	外国人が日本文化やアジア文化を学び文化理解を深めることができ、一般成人が先端技術や学問や起業ノウハウを学べ、再学習の入り口となる「コミュニティ・カレッジ」を設立します。	外国人が日本文化やアジア文化を学び文化理解を深めることができ、一般成人が先端技術や起業ノウハウを学べ、再学習の入り口となる「 <u>コミュニティカレッジ</u> 」を福岡市が主導して設立するために、 <u>レインボープラザにおける生活文化情報提供事業、ホームステイ・ホームビジットといった市民との交流事業、市民センターにおける日本語教室事業を大学における講座レベルにまで充実させるとともに、福岡都市圏の大学が提供する公開講座などと併せて「単位」として認定できるような仕組みづくりを検討すること。</u>	×	×	×
52	人材育成	高等教育機関の設立	アジアの近現代の文化研究では世界一を目指すなど、福岡にふさわしい世界水準の高等教育研究機関を市主導で設立し、特定分野で指導力のある、即ち、人材吸引力のある人材の福岡在住ポストを確保します。	(1)これまでの本市におけるアジア近現代の文化研究に関する蓄積を活かし、アジアの近現代の文化研究では世界一を目指すような <u>世界水準の高等教育機関を市主導で設立することを念頭に調査・研究を実施するとともに、それらに対する評価を実施すること。</u> (2)特定分野で「人材吸引力」のある人材を確保するために、福岡市の企画部門や(財)九州先端科学技術研究所、(財)福岡アジア都市研究所などでそれら人材の活躍できるポストを提供すること。	○	○	○